

令和3年度

予算編成方針

厚木市

令和3年度厚木市予算編成方針

本市では、本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎える中、社会保障経費の増加が避けられない状況にある。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が生命の危機のみならず、市民生活や経済活動に甚大な影響を与えるなど、本市を取り巻く社会・経済環境は大きく変化している。

こうした中、令和3年度は、新たな12年間のまちづくりに取り組む、第10次厚木市総合計画のスタートとなる重要な年度である。新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税、個人市民税の大幅な減収など、極めて厳しい財政状況が想定されるものの、職員一人一人が、前例にとらわれることなく、絶え間なく変化する社会に柔軟に対応し、新たな価値の創造に向かって、知恵と工夫を持ってチャレンジする必要がある。

予算編成に当たっては、このチャレンジする姿勢を常に意識しながら、新たな総合計画においても最も重要な事項としている命、財産を守り抜く安心・安全への取組を始め、未来を担う子どもたちを育む取組、地域包括ケア社会の実現に向けた取組、都市基盤整備の更なる推進やコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりへの着手など、長期的な視点を持ちつつ、喫緊の課題にも対応した施策に重点を置き、積極的に取り組むこととする。

また、「新たな日常」に適応した市民生活や市政運営への対応など、新型コロナウイルス感染症収束までの継続的な取組と、収束後を見据えた地域経済の回復、地域コミュニティの再構築への取組の必要性にも留意しなければならない。

以上のことを踏まえ、これまで培った市民協働をさらに進め、新たな時代に向けて持続可能なまちを市民の皆様と共に創り上げていくため、第10次厚木市総合計画の初年度となる令和3年度厚木市予算編成方針を次のとおり定める。

令和2年10月9日

厚木市長
小林 常良

1 我が国の経済状況

内閣府の月例経済報告（令和2年9月）において、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」との見解が示されている。

2 令和2年度の財政状況

歳入面では、法人市民税の一部国税化※1の影響による減収のほか、新型コロナウイルス感染症に伴う税・料の特例猶予が設けられたことによる減収の影響を注視していく必要がある。

次に、歳出面では、会計年度任用職員制度への移行による人件費増のほか、少子高齢化の進展による社会保障経費や公共施設の老朽化に伴う維持補修経費の増大が避けられない状況である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止経費のほか、非常事態宣言に伴う子育て関連経費や経済対策等に係る経費について予算措置を講じた。

このような厳しい財政状況の中においても、市民の暮らしや経済を守るため将来を見据えたまちづくりのための都市基盤整備と強い財政基盤を構築するための投資を着実に進めているところである。

3 令和3年度の財政見通し及び取組姿勢

(1) 令和3年度の財政見通し

歳入面では、収入の根幹である市税については、新型コロナウイルス感染症に伴う企業業績の悪化や、それに伴う給与の減による影響で、令和2年度当初予算額と比較して法人市民税が約9億円、個人市民税が約1.9億円の合計10.9億円の減収を見込んでいる。

さらに、法人市民税の一部国税化の影響などにより約6.3億円の減収となり、市民税合計で約17.2億円の減収を想定している。

用語解説

※1 法人市民税の一部国税化／都市と地方の税源の偏在化の是正を理由に、地方自治体の財源である法人住民税の一部を国税とし、これを地方の自治体へ分配するもの。税率引下げ(9.7%→6.0%)

固定資産税と都市計画税についても、3年に一度の評価替えの年に当ることから、その影響により約7.1億円の減収を想定している。

市税収入全体では、令和2年度当初予算額と比較して約25億円が減収する見込みであり、リーマンショック※2以来の極めて厳しい状況を想定している。

また、一般財源全体としては、税収減を補てんする財源として、法人市民税の一部国税化による減収分が補てん措置される法人事業税交付金のほか、固定資産税の減収分を補てん措置される（仮称）新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金など約11億円の増収要因はあるものの、令和3年度の一般財源総額は前年度と比較して約14億円の減収を想定している。

一方、歳出面では、少子高齢化の更なる進展に伴う社会保障経費の増大に加え、土地区画整理事業などの投資的経費や公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増加などが想定される。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止等に係る経費の増加が想定されることから、例年にも増してより厳しい財政運営が求められるところである。

(2) 取組姿勢

市税の大幅な減収が想定される中、少子高齢化の進展による社会保障経費の増大は避けられず、引き続き、市の財政負担に影響を及ぼす状況となっていることから、経常的な経費については、徹底的な見直しを図る好機ととらえ、不急の事業等を精査するなど積極的な業務改善を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、「新たな日常」を取り入れつつ、質の高い市民生活を実現するためには、職員一人一人がコロナ禍における令和2年度の経験を踏まえ、真の事業目的や手段について検証するとともに、社会情勢の変化に迅速に対応し、限られた資源（予算・人・時間）を効果的に活用することが必要不可欠である。

財源の確保については、国や県の動向を把握し、補助金などの積極的な活用や受益者負担の見直しなど自ら財源を生み出すことを職員各自が意識しなければならない。

なお、市税、各種保険料、使用料などについては、収納対策の強化を図るとともに、職員の総力をもって、市民の皆様からお預かりした大切な財源を市民サービスとして、最大限還元していかなければならない。

用語解説

※2 平成20年9月にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマンブラザーズが経営破綻したことをきっかけに、世界的に起こった金融危機のこと。

市債については、将来を見据えたまちづくりを進めていく中で、今後予定されている大型プロジェクトの推進に当たり、大幅な増加が想定される場所であるが、将来の財政負担を十分に考慮した上で、効果的に活用することとする。

公共施設の老朽化による更新や維持補修については、人口減少・少子高齢化に伴う利用形態の変化を踏まえ、コストバランスなどを十分に検証し、将来的な財政負担の平準化を考慮しながら、計画的に実施することとする。

委託事業については、人に係るコストが増大する中、職員が担うべき事務と委託化に見合う効果（市民サービスの質の向上、業務の効率化やそれに伴う人件費相当のコスト削減など）をゼロベースで再検証することとする。

4 予算編成の基本的な考え方

(1) 新たな総合計画の推進

現在策定中の第10次厚木市総合計画基本構想では、市民の皆様が描く理想のまちの姿に対する思いを踏まえ、本市が目指す将来都市像を『自分らしき輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ』とし、まちづくりを推進していくこととした。

新たな総合計画のスタートに当たっては、全ての職員が、ゼロベースで原点に立ち返り、将来都市像に込められた「安心して自らが望む将来に向かって歩むことができるまち」、「将来にわたって活気にあふれたまち」という市民の皆様の思いを踏まえ、長期的な視点を持ちつつ、喫緊の課題にも対応した施策に取り組む必要がある。

特に、令和3年度は、計画の初年度となる重要な年度であることから、将来都市像の実現に向けて、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進するため、次に掲げる六つの施策に積極的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対応について効果的な施策を展開することとし、これらの事業について優先的に予算措置することとする。

ア 安心・安全への取組

市民の皆様に関心が高い、防災・減災など、命、財産を守り抜く、
安心・安全への取組

イ 未来を担う子どもたちを育む取組

未来を担う子どもたちが安心して伸び伸びと健やかに育つことができる環境づくりに向けた取組

ウ 地域包括ケア社会の実現に向けた取組

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる、地域包括ケア社会の実現に向けた取組

エ 都市基盤整備の推進に向けた取組

将来にわたって活気にあふれるまちの実現に向けた、中心市街地の都市機能の向上や産業拠点の創出を始めとした都市基盤整備の推進に向けた取組

オ コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくり※3に向けた取組

誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続けるためのコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の構築に向けた取組

カ 「新たな日常」の実現に向けた取組

「新たな日常」に対応した行政サービスに転換するための取組や地域経済、市民生活を支援する取組

なお、予算要求に際しては、施策評価、市民満足度調査、外部評価の結果等によりこれまでの事業の振り返りを必ず行い、改めて今後の課題を認識した上で、職員一人一人が市民生活や経済状況、さらには財政状況についても「自分ごと」として捉え、責任ある予算編成に取り組むこととする。

(2) 事業の「選択と集中」と財源の確保

ア ゼロベースからの見直し

全ての事務事業について、既存事業の在り方そのものに目を向け、整理、統合、廃止の検討を行い、事業の「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルド※4」に取り組むこととする。

特に、「新たな日常」を支えるICTの活用などの生産性向上や格差拡大の防止を図るなど、市民を誰一人取り残さない包摂的な社会を実現するために真に必要な事業を再検証することとする。

事業の在り方を検討する際、事業の必要性、対象、単価、回数等をゼロベースから見直し、徹底した経費の削減を図り、事業の成果を明確にすることで、限られた財源をより効果的かつ効率的に配分し、最少の経費で最大の効果を挙げなければならない。

用語解説

※3 コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくり／コンパクトシティ化により、居住を公共交通沿線や日常生活の拠点へ緩やかに誘導するとともに、居住とサービス施設との距離を短縮することにより、生活利便性の向上を図る都市づくりのこと。

※4 スクラップ・アンド・ビルド／経費の肥大化を防ぐため、既存事業の見直し・廃止によって新規・拡充事業に必要な財源を確保すること。

イ サンセットの設定

新たな事業や拡充を予定している事業については、優先順位を十分検討し、類似事業の見直しなどにより、財源を確保した上で予算要求することとし、事業の終期（サンセット※5）を必ず設定することとする。

ウ 財源の確保

歳入においては、国や県の動向を把握し、国庫補助金等の積極的な確保に努めるとともに、広告料収入、土地の貸付け、クラウドファンディング等、新たな財源の確保についても積極的に取り組むこととする。

エ 公営企業会計

公営企業については、一般会計に依存することなく、独立採算を基本として事業を計画することとする。

(3) 行政改革の更なる推進

令和3年度は、第7次行政改革大綱がスタートする。大綱が目指す質の高い行政サービスを持続的に提供していくため、「強くしなやかな組織づくり」、「強い財政基盤の確立」、「市民協働による公共サービスの向上」を重点目標に掲げ、全職員一丸となって行政改革の更なる推進に取り組むこととする。

具体的には、AI※6やRPA※7などのICTを効果的に活用し、業務の効率化を図るとともに、業務プロセスの見直しや市民サービスのデジタル化を推進することで、市民の皆様の利便性の向上を図ることとする。

また、公共施設最適化基本計画に基づき、公共施設の計画的な長寿命化と更新に取り組むとともに、民間活力を活用した指定管理者制度・委託化やPPP・PFIの手法を用いた施設整備・管理運営を引き続き推進するものとする。

なお、予算編成に当たっては、証拠に基づく政策立案（EBPM）の考え方を取り入れるなど、これまで以上に成果を重視した予算編成に取り組むこととする。

用語解説

※5 サンセット／予算や事業にあらかじめ目的達成までの期限を設け、その期限を経過したら自動的に廃止すること。

※6 AI／人工知能

※7 RPA／定型業務を自動化する技術のこと

(4) 予算の編成方式

ア 査定方式

令和3年度の予算編成では、総合計画事業については、再度ゼロベースで事業費の精査をして、見積もることとし、「一件査定※8」とする。

経常経費事業及びその他事業については、限られた財源の中で各部等の創意工夫や主体的な判断により予算編成ができるよう、一般財源の「部等別枠配分方式※9」による予算編成とする。

また、新型コロナウイルス感染症対策のほか、「新たな日常」における質の高い市民生活を実現するため等の経費については、総合計画事業、経常経費事業及びその他事業にかかわらず、「一件査定」とする。

イ 市債事業の精査

市債を活用して実施する事業については、将来負担なども考慮する必要があることから、査定方式にかかわらず、市債額全体の調整を行うこととする。

ウ 概算要求の状況

8月に集計した概算要求の結果については、財政推計との間に大きな乖離があることから、第1期実施計画事業に必要な財源を確保しつつ、社会保障経費等の増大に対応するためには、既存事業の徹底的な見直しが不可欠である。

各部等長のリーダーシップとマネジメントの下でこれまでの事業の成果を検証し、事業の優先順位を見極めるとともに、積極的な経費の見直しを実施し、予算編成に臨むこととする。

エ 最小限の経費の見積り

予算要求に当たっては、令和元年度の決算内容の分析を十分に行い、不用額の状況等を検証するとともに、令和2年度の執行状況、コストバランス、事業費には表れない人件費に相当するコストなども踏まえ、真に必要なとされる最小限の経費を見積もることとする。

用語解説

※8 一件査定／限られた財源から真に必要な事業に予算を配当するため、ゼロベースで事務事業を1件ごとに査定する予算編成方式

※9 部等別枠配分方式／あらかじめ一般財源のシーリング(限度額)を提示し、各部等の主体的な判断により予算を編成する方式

(5) 予算編成要領に基づく編成

ア 予算編成要領に基づく編成

細部については、別に示す「予算編成要領」を踏まえ、本市の財政状況を十分に認識し、予算編成を行うこととする。

イ 庁内横断的連携の必要性

効率的・効果的な事業を推進するため、庁内の横断的な連携を図る必要がある。このため、部課等の所管事務に捉われることなく幅広く検討の上、特定財源の確保や重複する経費等の削減などに努め、予算編成を行うこととする。